

## 秋田市南浜地域活動支援センター内広告募集要項

秋田市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、次のとおり秋田市南浜地域活動支援センター（以下、「センター」という。）に掲出する広告を募集します。これによる広告料収入は、市の新たな財源として市民サービスの向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

### 1 広告掲出場所（広告枠）

- ・センター2階ホール 1枠 日本工業規格B1サイズ（横72.8cm×縦103cm）
- ・別紙位置図のとおり。
- ・ポスター掲出用フレーム枠を秋田市で準備します。

### 2 センターの概要

在宅の障がい者および障がい児に対し、通所による創作的活動又は作業訓練などによる生産活動の機会の提供を行うことにより、その自立と社会参加を促進し、障がい者等の福祉の増進を図る施設です。

2階には地域住民が交流するための集会室があります。

#### (1) 名 称

秋田市南浜地域活動支援センター（秋田市新屋南浜町7番10号）

#### (2) 利用時間

午前9時から午後4時まで

#### (3) 休 館 日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

#### (4) 利用対象者

1階は、市内に居住する障がい者

2階は、障がいの有無に関わらず、市内に居住する者

#### (5) 利用者数

令和6年度 2,253人

令和5年度 2,569人

令和4年度 2,576人

#### (6) 施設内容

事務室、会議室、集会室、食堂、作業室など

#### (7) 運営形態

秋田市の委託による運営（運営主体：特定非営利活動法人ホープ・フル）

### 3 広告掲出期間

- ・毎年4月1日からその翌年の3月31日まで
- ・令和7年度は令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- ・上記のうち任意の期間（1月単位）で申込できます。次年度以降の更新もできます。

## 4 広告掲出料

### (1) 広告料

月額 500円（消費税を含みます）

### (2) 使用料

秋田市行政財産使用料条例により、掲出期間に応じた使用料がかかります。

【例】30日掲出した場合の行政財産使用料 1,010円（消費税を含みます）

### (3) 納付

掲出決定後、秋田市が発行する納付書により、掲出期間の広告料および使用料を、指定する日までに一括納付してください。

## 5 広告に関する制限

(1) 秋田市広告掲載基準第5条に定める業種および事業者の広告は掲出できません。詳しくは、秋田市広告掲載基準をご確認ください。

(2) 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、福祉保健部所管施設広告掲出要領を遵守し、センター内に掲出することを十分考慮したものとします。

制限事項の詳細は、秋田市広告掲載基準および福祉保健部所管施設広告掲出要領をご確認ください。

## 6 広告に関する審査および掲出決定

(1) 申込内容および広告原稿を審査の上、申込み順で掲出を決定します。

(2) 掲出の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲出期間が希望期間の一部のみとなる場合があります。

(3) 掲出決定後、行政財産使用許可申請書の提出をいただき、広告掲出に関する契約を交わします。

## 7 注意事項

(1) 広告原稿は、申込者の責任と費用負担で作成してください。

(2) 秋田市広告掲載要綱等に照らして、広告原稿の修正を求める場合があります。修正に応じないと掲出できません。

(3) 広告掲出後であっても、広告内容等が秋田市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正、掲出を停止、あるいは掲出を取消すことがあります。

(4) 掲出期間中、広告物の内容等を変更することができます。その場合、あらかじめ届出により内容等の審査を受ける必要があります。

(5) 広告に関する第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任および負担において解決していただきます。

## 8 申込方法

- (1) 申込みは1枚です。空き枠の確認は(5)の障がい福祉課へお問い合わせください。
  - (2) 必ず、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、福祉保健部所管施設広告掲出要領および秋田市南浜地域活動支援センター内広告募集要項を十分にご確認ください。
  - (3) 次のア～ウの書類を持参、郵送、又はメールのいずれかの方法で(5)の障がい福祉課へお申込みください。アおよびイは、ホームページからダウンロードできます。
- ア 行政財産使用許可申請書  
イ 秋田市南浜地域活動支援センター広告掲出申込書  
ウ 広告原稿（A4判に縮小したもの）
- (4) 掲出枠がなくなるまで随時募集しています。なお、掲出開始希望日の2週間前までにお申込みください。
  - (5) 申込みおよび問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部障がい福祉課（企画管理担当） 秋田市本庁舎1階  
電話 (018) 888-5663 (直通)  
E-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp